

平成 19 年 4 月 1 日

住宅金融支援機構適合証明申請手数料表

株式会社 確認サービス

新築住宅（課税対象）

一戸建て住宅及び長屋（設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査・適合証明を合わせた手数料）

(表 - 1)

単位：円

種 別	他の引受業務(予定含む)	愛知県及び指定地域	岐阜・三重・静岡県の指定地域外
フラット35 財形住宅融資等	左記のみの申請	37,000	37,000 + 地域割増手数料 × 2
	建築確認、中間検査及び 完了検査がある場合	18,000	18,000
	建築確認、完了検査がある場合 (中間検査のない住宅)	25,000	25,000 + 地域割増手数料
	設計評価・建設評価 がある場合	18,000	18,000
	設計評価のみがある場合	28,000	28,000 + 地域割増手数料 × 2

共同住宅等（設計検査及び竣工現場検査・適合証明を合わせた手数料）

(表 - 2)

単位：円

種 別	他の引受業務(予定含む)	愛知県	岐阜・三重・静岡県
フラット35 財形住宅融資等	左記のみの申請 (一般コース・一括コース共)	21,000 / 戸	21,000 / 戸 + 地域割増手数料 / 棟
	確認申請または住宅性能評価と 同時申請(一般コース)	7,000 / 戸	7,000 / 戸
賃貸住宅融資 合理的土地利用 建築物	確認申請と同時申請 (一括コース)	50,000 / 棟 + 2,000 / 戸	50,000 / 棟 + 2,000 / 戸
	住宅性能評価と同時申請 (一括コース)	50,000 / 棟	50,000 / 棟

賃貸住宅融資手数料は、一般コース、一括コースの手数を比較し、廉価を採用します。

フラット35 S（優良住宅）割増手数料

フラット35 S（優良住宅）の申請には、種別により次の割増手数料を加算します。

(表 - 3)

単位：円

種 別	一戸建て住宅		共同住宅	
	住宅性能評価 なし	住宅性能評価 あり 1	住宅性能評価 なし	住宅性能評価 あり 1
耐震性能	10,000	10,000 2	100,000 3	100,000 2
耐震性能（免震）	10,000	10,000 2	100,000 3	100,000 2
省エネルギー	10,000	0	30,000+1,000 / 戸	0
バリアフリー	10,000	0	30,000+1,000 / 戸	0
耐久性・可変性	0	0	0	0

- 1 当社が設計住宅性能評価を行ったものに限る
- 2 設計住宅性能評価（等級等条件を満たしているもの）の申請がある場合は不要
- 3 確認申請と同時申請の場合は不要

中古住宅（課税対象）

一戸建て住宅

(表 - 4)

単位：円

種 別	愛知県及び指定地域	岐阜・三重・静岡県の指定地域外
フラット35	63,000	63,000 + 地域割増手数料 × 2
財形住宅融資等	63,000	63,000 + 地域割増手数料 × 2

共同住宅等

(表 - 5)

単位：円

種 別	愛知県	岐阜・三重・静岡県
フラット35	165,000	165,000 + 地域割増手数料 × 2
財形住宅融資等	165,000	165,000 + 地域割増手数料 × 2

リフォーム住宅（課税対象）

一戸建て住宅

(表 - 6)

単位：円

種 別	愛知県及び指定地域	岐阜・三重・静岡県の指定地域外
政策リフォーム	63,000	63,000 + 地域割増手数料 × 2
財形住宅融資等	63,000	63,000 + 地域割増手数料 × 2

共同住宅等

(表 - 7)

単位：円

種 別	愛知県	岐阜・三重・静岡県
政策リフォーム	165,000	165,000 + 地域割増手数料 × 2
財形住宅融資等	165,000	165,000 + 地域割増手数料 × 2

その他

- 一戸建て及び長屋の設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明を別々に申請する場合、それぞれの手数料は18,000円となります。
- 共同住宅(一般コース)の設計検査、竣工現場検査・適合証明を別々に申請する場合、それぞれの手数料は21,000円/戸となります。
- 愛知県内都市計画区域外の新築住宅の中間現場検査と竣工現場検査・適合証明には、それぞれ地域割増手数料20,000円を加算します。中古住宅及びリフォーム住宅の現地調査には、地域割増手数料40,000円を加算します。
- 岐阜県、静岡県、三重県の中間現場検査、竣工現場検査・適合証明並びに現地調査は、地域割増手数料(「申請手数料表1」の地域割増手数料地域表による)を加算します。ただし、指定地域内で主要用途種別が共同住宅(地上3階建以下かつ床面積500㎡以下)、長屋、一戸建て住宅、及び併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上のものに限る)は除きます。
- 共同住宅の地域割増手数料は、棟単位で加算します。
- 工事の取り止め、検査機関の変更等による未検査分の手数料の返金はしません。
- 申請予定である確認中間・完了検査または建設住宅性能評価の申請がなかった場合、不足分の手数料を追加請求しません。
- 価格は消費税を含んだ総額表示です。地域割増手数料は、地域表の()内の手数料(総額表示)となります。